

益田市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 13:30～14:30
開催場所 益田市役所 大会議室

2. 出席 農業委員(16名)

1番	又賀 保	2番	大畑 美里	3番	須藤 寿人	4番	吉村 太
5番	大庭 清	7番	御神本康一	9番	佐原 晃子	10番	領家 耕一
12番	谷本 大輔	13番	柳田 継男	14番	豊田 志摩	16番	西川 友史

3. 欠席 農業委員(0名)

4. 出席 農地利用最適化推進委員(19名)

増野 六彦	三輪 昌義	澁谷 記幸	澤江 浩一
山根 健治	寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美
野村 浩三	河野 正憲	青木 伸爾	中村 敏幸
長谷川孝明	豊田 繁雄	中島秀一郎	宮内 英之
棕木 孝光	岡崎 定佳	河野 光好	

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(5名)

寺戸豊太郎	永見 浩二	棕木 昭雄	渡邊 豊孝
三浦 和顕			

6. 提出議案

議第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第31号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第32号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第33号	農地でないことの確認について
議第34号	農用地利用集積計画の決定について
報第23号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

7. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、奥野主任

8. 議事の概要

会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 8 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、7 番の御神本康一委員、8 番の田中 綾委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農地利用最適化推進委員が 10 番の寺戸豊太郎委員、11 番の永見浩二委員、15 番の椋木昭雄委員、22 番の渡邊豊孝委員、24 番の三浦和顕委員です。 それでは、「議第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 中須町
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、中須町の畑 1 筆 218 m²です。譲り渡し事由は、仕事のため共有での耕作が困難となったため、譲り受け事由は、既に農地の持分の半分を所有しており、引き続き管理耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 1 月 13 日に大畑委員と行いました。場所は私の家のすぐ隣になるのですが、昨年〇〇さんがこの土地の半分以上を譲り受け、全体を共有で耕作するということになっておりましたが、〇〇さんの夫が亡くなり、共有で耕作するのが難しくなったことと、〇〇さんも少し余裕ができたので、今後のことを考えると全体を所有していたほうがよいということで、こういった申請が出されました。特に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。
会長	2 番 匹見町匹見
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、匹見町匹見の畑 2 筆 138 m²です。譲り渡し事由は、遠方に住んでおり耕作することができないため、譲り受け事由は、申請地の隣接地に居住しており、譲渡人から譲りたいとの申し出を受け受諾したためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15 番宮川です。現地確認は 1 月 19 日に匹見地区の委員と行いました。〇〇さんは遠方に住んでいるため、匹見地区にある財産を処分したいと人を探し

会長	ておられまして、〇〇さんがこの目の前の土地に住んでおられます。どうでしょうということ、〇〇さんが受け継ぎ管理されることになりました。問題ないと思います。 本日の 3 条の申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 有田町
事務局	土地の所在は、有田町の田 1 筆 302 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は、倉庫及び作業場で、転用許可該当条項は農地法第 4 条第 6 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
谷本大輔委員	12 番谷本です。現地確認は 1 月 15 日に中島推進委員と行いました。場所は飯浦から美濃地に抜ける県道沿いで、〇〇に囲まれたところです。倉庫を建てられるので 4 条での申請です。特段問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いします。
会長	本日の 4 条の申請は有田町の 1 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 31 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 下本郷町 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	本件は、賃借権の設定に係る許可申請です。土地の所在は、下本郷町の田 1 筆 333 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については金融機関の融資証明書及び通帳の写

	しが添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1 番又賀です。現地確認は 1 月 13 日に大畑委員と行いました。場所は〇〇の周辺です。〇〇さんは親から相続を受けた土地でございまして、ここに息子さんが家を建てるということで、今回申請されました。親子間での貸借になっています。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。
会長	2 番 中島町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中島町の畑 2 筆 802 m ² です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、貸事務所兼倉庫及び貸家で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 1 月 13 日に又賀委員と行いました。申請地は中島町の〇〇の〇〇寄りです。申請は貸事務所兼倉庫、貸家を建設するためです。上下水道が完備されたところです。適当であると判断しました。
会長	本日の 5 条の申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 33 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 大草町
事務局	申請地は大草町の 4 筆 1,278 m ² です。申請地は農地法施行以前より宅地として利用しているため、非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 1 月 11 日に山根推進委員と行いました。場所は種三隅線沿いにある〇〇の周辺です。現状、建物は建っておりますが、施行以前ということで非農地になっています。現状、農地ではないので問題ないと思います。以上です。
会長	2 番 大草町

事務局	申請地は大草町の4筆 1,492㎡です。申請地は昭和18年の災害で山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしくをお願いします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4番吉村です。現地確認は1月11日に山根推進委員と行いました。場所は先ほどの〇〇から東側の山中になります。近くまでは行っていませんが、どう見ても山林化しているので問題ないと思います。以上です。
会長	本日の非農地申請は以上2件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。お気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。
棕木孝光推進委員	先ほど最初の非農地証明ですが、宅地として地目変更の登記をさせるということで、事務局のほうは問題ないのでしょうか。
事務局	県指針によると、農地法施行以前から非農地であったところは、非農地申請で出せるということになっています。
棕木孝光推進委員	施行以降が4条でということですね。
会長	この件は農地法施行以前ということは、確認できているのですね。
事務局	はい。この申請が出た時点で、「近所の叔母さんが言っていた」では証明になりませんので、具体的な証明を提出して下さいと〇〇事務所をお願いしました。事務局においても税務課に問い合わせし確認しました。後に課税台帳でも家屋として課税されていることが確認できましたので、この度提案させていただきます。
長谷川孝明推進委員	非農地証明願に現況が「宅地」と出ているのですが、議案書には現況が「宅地」と「公衆用道路」「雑種地」と混じった表記になっています。地図を見る限り、非農地証明願があっているように思います。
事務局	議案に載っている現況は、税務課の課税の現況が載っていますので、申請書と異なっている部分があります。 今回の案件につきましては、地権者の方が登記を変えたいという中で、法務局の地目が農地のままである。そのことから、農地を非農地にする必要があるということで、非農地証明申請が出てきました。ここにありますように、台帳地目は農地でも、ずっと宅地扱いで課税をされています。よって、現況地目が宅地という扱いになっています。
長谷川孝明推進委員	資料の「公衆用道路」「雑種地」というのは、税務課がこういう地目で課税しているということですか。
事務局	そうなります。非農地については、現況が農地でないものを非農地として扱うか、4条・5条の追認案件として扱うかの違いとなります。
会長	他にはございませんか。

	(なし、の声) そうしましたら、「議第 33 号 農地法でないことの確認について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 34 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 4 件、再設定が 3 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 2 件、再設定が 0 件の合計 9 件です。 1 番 久城町 申請地は、久城町の畑 1 筆 1,731 m²です。5 年の使用貸借権設定です。 会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 三輪昌義推進委員 吉田地区担当の三輪です。現地確認は 1 月 18 日に行いました。現地は〇〇の中にありまして、所有者は高齢で草刈り作業を業者に依頼しておりましたが、数万円の費用がかかるため、誰かいなかということ知人を通じて〇〇さんを紹介されたということです。問題はないと思われます。 会長 2 番 飯田町 事務局 申請地は、飯田町の畑 1 筆 2,234 m²です。10 年の賃貸借権設定です。 会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。 澁谷記幸推進委員 高津地区の澁谷です。現地確認は 1 月 10 日に行いました。この畑は〇〇さんの旦那さんが借りていたのを、奥さんへ変えたということになります。問題ないと思います。 会長 6 番 匹見町道川 事務局 申請地は、匹見町道川の田 5 筆 合計 7,253 m²です。5 年の賃貸借権設定です。 会長 続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。推進委員が欠席ですので、代理で宮川委員をお願いします。 宮川有衣委員 15 番宮川です。〇〇さんが体調悪いということで、地域の担い手である〇〇さんに耕作をお願いするということです。問題ないと思います。 会長 7 番 匹見町道川 事務局 申請地は、匹見町道川の田 5 筆 7,307 m²です。5 年の賃貸借権設定です。 会長 続きまして、宮川委員より報告をお願いします。 宮川有衣委員 繰り返しになりますが、〇〇さんが体調悪いということで、地域の担い手
--	--

	である〇〇さんに耕作をお願いするということです。以上です。
会長	本日の利用権設定、新規の申請は以上 4 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。再設定も含めまして、皆様方でお気づきの点がありましたらお出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、利用権設定については承認の扱いといたします。引き続き一括方式について、事務局の説明をお願いします。
事務局	一括方式整理番号 1 番から 2 番については、借り手が同じなので一括します。申請地は、横田町の田 2 筆 5,044 m²です。3 年 2 ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
青木伸爾推進委員	横田・安富推進委員の青木です。現地確認は 1 月 19 日に領家委員と行いました。以前から〇〇さんが耕作しておられましたが、特に問題ないと思います。
会長	本日の一括方式につきましては以上 2 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、一括方式につきましては承認の扱いといたします。 それでは、議事が終了となりますので、報告事項について事務局の説明をお願いします。
事務局	「報第 23 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は、25 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 6 件です。報告は以上です。
会長	報告事項について、通しで何かご意見やご質問などございませんか (なし、の声) それでは、本日の議事・報告共に終了となります。第 8 回総会を終わりたいと思います。